

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年5月24日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		株式会社イズミ 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号	
大規模小売店舗の名称及び所在地		名称 ゆめマート木太	所在地 高松市木太町字西浜2438番地3 外
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名		小売業者 氏名(名称) 株式会社イズミ	代表者(法人の場合) 代表取締役 山西 泰明 住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
大規模小売店舗の新設をする日		平成30年12月28日	
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		1,886平方メートル	
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数	位置〔図面3 建物配置図参照〕 建物西側及び北側〔図面3 建物配置図上に記載・駐車場〕	収容台数 120台 (敷地内に従業員駐車場を18台分を確保する。)
	駐輪場の位置及び収容台数	位置〔図面3 建物配置図参照〕 建物北側〔図面3 建物配置図上に記載・駐輪場〕	収容台数 112台
	荷さばき施設の位置及び面積	位置〔図面3 建物配置図参照〕 建物西側〔図面3 建物配置図上に記載・荷さばき施設〕	面積 276平方メートル
	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置〔図面3 建物配置図参照〕 建物内西側及び建物西側〔図面3 建物配置図上に記載・廃棄物保管施設〕	容量 26.9立方メートル
大規模小売店舗におい			

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	て小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前8時	閉店時刻 午後11時	備考 -
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	駐車場No. 〔図面3〕	駐車場利用可能時間帯	
		駐車場	午前7時30分から午後11時30分まで	
	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	駐車場No.〔図面3〕	出入口の数	位置
駐車場		2箇所	建物敷地西側及び北側〔図面3 建物配置図上に記載・出入口〕	
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設〔図面-3〕	荷さばき可能時間帯		
	荷さばき施設	午前6時から午後10時まで		

2. 届出年月日

平成30年4月27日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成30年5月24日から平成30年9月24日まで

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成30年9月24日)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ